

## 平成30年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 平成30年5月11日（金）

午後5時00分～

場 所 市民会館36号

### 1 議事日程

#### (1) 議事

- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

#### (2) その他

### 2 出席者

(1) 委 員	委 員 長	佐 藤 允
	委 員	杉 野 邦彦
	委 員	菊 地 秀人
(2) 事務職員	幹 事	宮 沼 直之
	事務職員	熊 澤 和宏
	事務職員	茂 木 勇太
	事務職員	野 田 明日香

#### (議事録)

**佐藤委員長（以下「委員長」）** 本日は、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、平成30年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

**熊澤事務職員** それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に関連し、平成30年4月1日付けの組織改編につきまして、その概略をご説明申し上げます。

右上に資料1-2と記載している資料をご覧ください。

組織改編の概要を記載しておりますので、主な変更概要をご説明申し上げます。

はじめに、「企画政策部広報広聴課主査（広聴担当）の配置」であります。広聴機能の充実を図るため、広報広聴課に広聴担当部門を新設し、主査1名、再任用の係員1名を配置することで、市政に対する意見や要望などを、これまで以上に迅速かつ適確に処理できるよう体制を強化するほか、市民相

談業務の充実を図るため、広聴担当主査が市民生活課に新設する市民相談担当主査を兼務するものであります。

次のページをご覧ください。

「健康福祉部介護保険課参事（企画・指導担当）の配置」であります。北海道から権限移譲される居宅介護支援事業所の指定業務と介護事業所への指導及び監査業務を一体的に行うため、介護保険課に企画・指導部門を新設し、参事及び主査を各1名配置することで、介護保険者として適切な指導・監査業務を行おうとするものであります。

次に「健康福祉部健康推進室主幹（健康推進担当）の配置」であります。健康都市宣言に基づき、健康づくりに関する具体的な取組を進めるため、健康推進室に健康推進担当主幹を新たに配置します。併せて、保健センターの健康づくり・保健指導担当参事部門の職員全員が健康推進担当を兼務し、保健センターと事業を一体的に進めようとするものであります。

次に「健康福祉部子育て支援室子ども育成課よつば保育園及びやよい保育園の体制充実」であります。大規模2園の運営体制の充実を図るため、よつば保育園及びやよい保育園の園長を課長職とし、係長職として副園長を新たに配置することで、複雑、多様化する保育ニーズに対応し、円滑な事業運営を進めようとするものであります。

次のページをご覧ください。

「教育部スポーツ課主幹（スポーツ振興担当）の配置」であります。ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック等のスポーツ合宿誘致を進めるため、スポーツ課にスポーツ振興担当主幹を新たに配置し、選手と市民との交流を通じたスポーツの振興を図るものであります。

次に参考資料と記載している資料をご覧ください。

最初のページに、本年4月1日付けで新設、廃止した管理職の一覧を添付しております。

次ページ以降には、本年4月1日と昨年4月1日現在における「組織機構改編図」となっております。右側が本年4月1日現在の組織となっており、太枠、ゴシック体で表記したところが、今回変更になった部分であります。

最初のページにお戻り願います。

今回の組織機構改編におきまして、新設する職のうち、上から3番目の子育て支援室子ども育成課園長を新たに管理職に加え、また、廃止する職のうち、市立病院の院長代理及び診療統括監を削る必要がありますことから、本規則の一部改正を行うものであります。

なお、その他の新設する職、廃止する職につきましては、改正を行う必要はないものであります。

それでは、右上に資料1-1と記載している資料をご覧ください。

新設、廃止した管理職の改正内容につきまして、公布文の形式にしたものが、資料1-1に記載したものであります。

なお、附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、本改正による改正後の規則の規定は、平成30年4月1日から適用するものであります。

次ページ以降には、本規則の新旧対照表を添付しております。

なお、本規則の改正につきましては、本日ご承認をいただきました後、委員長  
長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

説明は以上です。

**委員長** ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて疑問等  
はございませんか。

**杉野委員** 保育園の園長が課長職となったことで、今までの保障が変わるので  
すか。それとも、今までも管理職としての待遇になっていたのですか。

**熊澤事務職員** 今までは、園長が係長職という待遇でございました。そのため  
、決裁区分で言いますと、課長決裁については本庁まで取りにくるという形  
になっておりました。その点について、円滑に業務を進めるために園長を課  
長職とすることに變更しております。

**杉野委員** 業務が進めやすくなったということですね。

**熊澤事務職員** さようでございます。

**委員長** 他にはございませんか。(なし)

それでは事務局の説明のとおり「管理職員等の範囲を定める規則の一部を  
改正する規則の制定について」は、事務局案のとおり決してよろしいですか  
。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「(2) その他」について、何かございませんか。

**熊澤事務局員** 事務局からはございません。

**委員長** それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時12分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ㊟

委員 ㊟

委員 ㊟